問い合わせ先：こども課 891-3322

子育てホームヘルプサービス

妊婦さん、パパママを対象に、子育てホームヘルパーを派遣して、"家事援助"を行います。

サービスが利用できる人:
- 妊娠している方
  または3歳未満の子どもを養育する保護者

サービス内容:
- 家事援助:炊事、洗濯、掃除、買い物など
  ※育児、草抜き、ゴミ捨てはできません。

利用料・利用回数:
- 1時間当たり200円
- 1日1回の利用につき3時間以内（1日1回のみ）

利用可能な曜日・時間:
- 月曜日～土曜日　8:00～18:00
  （日曜日、祝日、年末年始はお休み）

申請方法:
- 三木町シルバー人材センターに7日前までに連絡してください。

私がお伺いしています。子育て中の方の力になれればと思ってお手伝いしています。

注意点:
- 利用される方及び当該乳幼児は、必ず在宅していること。
- ご希望の日時に添えないこともあります。

利用に関する連絡先:
三木町シルバー人材センター　☎899-8817

こうのとりサポート事業

不妊・不育治療を受けられた方に対して、治療費の一部を助成します。

対象年齢・回数

治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	子1人につき6回まで
40歳以上43歳未満	子1人につき3回まで

助成内容

	助成内容		
	治療内訳		上限額
体外受精 顕微授精	保険診療 （先進医療併用含む）	区分A・B・D・E	15万円
		区分C・F	7万5千円
	混合診療	区分A・B・D・E	30万円
		区分C・F	15万円
男性不妊	保険診療		5万円
	保険診療外		30万円
不育症	香川県不育症治療費助成制度を受けている方に1回15万円まで助成		

申請方法：
- 申請先:こども課

産後ケア事業

産後、お母さんやご家族がゆとりをもって赤ちゃんとの生活が送れるよう、助産師から赤ちゃんのお世話や授乳について教わることができます。

サービスが利用できる人:
- 出産後1年未満の産婦とお子さん

令和3年度よりご自宅でも利用できるようになりました♪

ケアの種類と自己負担額:

種類	利用上限	1日あたりの自己負担額（※）			食事
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊型	最大7日まで（※入所・退所日も1日とする）	7,000円	3,500円	0円	1日3食
デイサービス型（日帰り）	最大7日まで	3,000円	1,500円	0円	1日1食
アウトリーチ型（訪　問）	最大7日まで ※1日1～2時間程度（平日9:00～17時）	1,500円	750円	0円	なし

ケア内容:
- 母体ケア（母体の健康状態のチェック、乳房のチェック）
- 乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- 育児相談、授乳指導、沐浴指導

私たち助産師がお手伝いします。お気軽にご利用ください♪

利用施設:
- **ぽっこ助産院**（高松市春日町1176　☎087-844-4103）
- **松本助産院**（高松市小村町448-4　☎087-840-7701）
- **さぬき市民病院**
  （さぬき市寒川町石田東 387-1 ☎0879-43-2521）
  ※アウトリーチ除く

申請方法:
- 申請先:こども課
  または利用施設※直接利用施設にご連絡OKです！
- 申請書類:利用申請書、母子手帳

はじめてのきみとみきボックス

三木町のまちづくりに賛同する企業・団体が赤ちゃんのもとへ「生まれてきてくれてありがとう」というメッセージとともにコープかがわがお届けします。

対象者:
- 三木町に在住する1歳までの赤ちゃん

お届け方法:
- コープかがわが宅配します（三木町内に限る）

応募方法:
- 出生届または転入の際に、お渡しするリーフレットの二次元コードよりお申し込みください。

子ども用品のレンタル等

三木町内在住であり、乳幼児のために福祉用具を利用する方に対して貸し出しを行っています。希望される場合には、福祉用具使用許可申請書・通知書を提出してください（ホームページよりダウンロード可）。

種　類	貸出期間
チャイルドシート	3か月
ベビーカー	3か月
ベビーベッド	3か月

問い合わせ先：三木町社会福祉協議会 891-3317 http://ww8.tiki.ne.jp/~mikishakyo

児童手当

児童を養育している方に手当を支給することにより、児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

支給対象:
- 中学校修了（15歳到達後最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方

手当額（一人あたりの月額）:

児童の年齢（学年）		所得制限限度額未満の受給者	所得制限限度額以上～所得上限限度額未満の受給者	所得上限限度額以上の受給者
0～3歳未満		15,000円	5,000円	支給なし
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円	5,000円	
	第3子以降	15,000円	5,000円	
中学生		10,000円	5,000円	

支給時期:
- 原則として、毎年6月（2月～5月分）、10月（6月～9月分）、2月（10月～1月分）の7日（当日が土日・祝日の場合は、その前日）

現況届:
- 現況届の提出は原則不要になりました。

各種届出等:
- こども課までお問い合わせください。

子育て支援券

新生児を養育する世帯に子育て支援券を出生時1回に限り交付します。

支給申請対象
- 保護者が、三木町に居住し、住民基本台帳に記載されていること。
- 新生児が、誕生日より三木町に居住し、住民票があること。
- 保護者が、新生児を養育し、生計が同一であること。

支給額:

区　分	金　額
第1子・第2子	10,000円分（1,000円券×10枚）
第3子	200,000円分（1,000円券10枚×20冊）

申請方法:
- こども課に子育て支援券交付申請書を提出して下さい。

子育て支援医療費制度

子どもの医療費にかかる保険診療分の自己負担額を保護者に助成します。

支給対象:
- 出生・転入日から高等学校卒業相当
  （満 18 歳に達した以降の最初の 3 月 31 日まで。）
  ※ただし令和 5 年 7 月診療分までは 15 歳に達した以降の最初の 3 月 31 日まで。

使い方:
- 医療機関で診療を受けた際、窓口で健康保険証と受給者資格者証を掲示すると、保険診療分の自己負担額が無料になります。

対象外となるもの:
- 入院時食事代・差額ベッド代等諸費用・文書料・予防接種費用・検診・健康保険から支給される「高額医療費」「家庭療養附加給付金」・第三者の行為による「事故の治療費」・保育所、幼稚園、小学校、中学校でケガ等をした時の「日本スポーツ振興センター適用分」等

児童扶養手当制度

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当てです。

支給対象:
18歳に達する日以降の最初の3月31日（児童が一定以上の障がいを有する場合は20歳未満）までの次のいずれかに該当する児童を扶養している母（父）または母（父）に代わって児童を養育している方（養育者）

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）が重度の障がい（身障手帳1・2級程度）状態にある児童
- 父（母）の生死が明らかでない児童
- 父（母）に1年以上遺棄されている児童
- 父（母）が1年以上拘禁されている児童
- 父（母）が配偶者からの暴力（DV）で「裁判所からの保護命令」を受けた児童
- 婚姻によらない出生（事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く）

なお、条件により、支給されない場合があります。

支給額:
- こども課までお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分を助成する事業です。

支給対象:
三木町に住民票を有し、18歳に達した最初の3月31日まで（児童に一定の障がいがある場合等は満20歳の月末まで）健康保険に加入している下記に該当する人

- ひとり親家庭の父母および児童
- 父母のない児童
- 父母のない児童を養育する配偶者のいない者

使い方、対象外となるもの:
- 上記子育て支援医療費制度と同じ

出産・子育て応援金

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的に経済的支援を行います。

支給対象:
- 妊娠届出後　5万円
- 出生届出後(赤ちゃん訪問の後)　5万円

※支給にあわせて妊産婦さんの体調や周囲のサポート状況等をお伺いします。